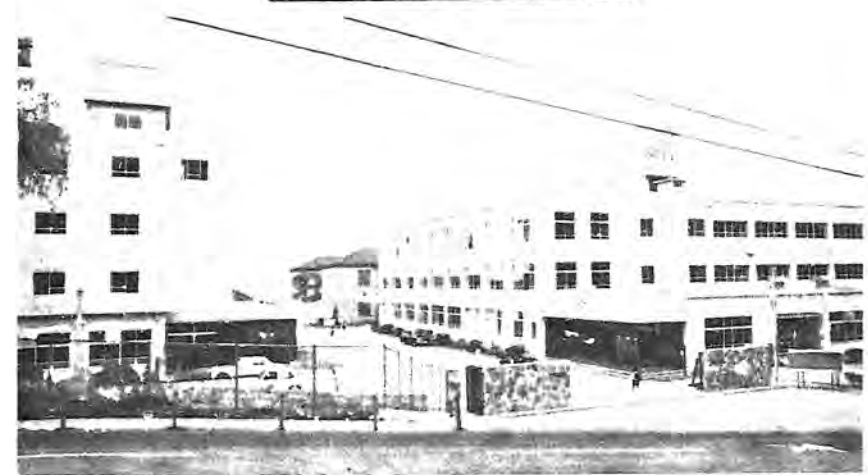


神戸大学学報

No. 170

1970.10 庶務部庶務課発行



《教育学部附属住吉校新校舎》

昭和45年9月16日附属住吉小・中学校校舎および小・中学校体育館の竣工式が行なわれました。

概要等は次のとおりです。

○校舎

	小学校校舎	中学校校舎
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造4階建
延面積	4,063㎡	3,323㎡
建物面積	1,548㎡	1,064㎡

○体育館

	小学校体育館	中学校体育館
構造	鉄骨造	鉄骨造
延面積	730㎡	696㎡
建物面積	730㎡	696㎡

—施設部—

目

法令	2
○政令 ○訓令	
学内規則	2
○神戸大学受託研究取扱規程	
○神戸大学工学部規則の一部を改正する規則	
人事	3
○異動	
○海外渡航	
学事	8
○大学設置基準の一部を改正する省令の制定について	

次

○学位授与	
○学位取得	
研修等	11
○昭和45年度教育調査統計職員講習会	
○第21回文部省会計事務特別研修	
○昭和45年度大学図書館職員講習会	
雑報	12
○訃報	
受け入れ刊行物一覧	12
前号 (No.169) 訂正	12

法 令

◇政 令

政令第 286 号 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (45.9.29官報)

◇訓 令

文部省訓令第32号 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 (45.9.26官報)

(要旨: 6月1日公布の許可、認可等の整理に関する法律(昭和45年法律第111号)により、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)改正の措置が講じられ、10月1日から債権管理制度が廃止されることとなったことに伴い、文部省債権管理事務取扱規程(昭和32年文部省訓令)の一部を改正し、才入金債権、返納金債権、その他の債権のそれぞれについての管理の事務を委任すべき官職を指定したこと。国立大学の医学部附属病院等における才入金債権(病院療養費等債権)の管理の事務を事務部長等に分掌させることとしたこと等、およびそれらに伴う規定の整備を図ったものである。)

学 内 規 則

◇神戸大学受託研究取扱規程

神戸大学受託研究取扱規程(昭和43年3月28日制定)の全部を改正する。

昭和45年9月10日

神戸大学長事務取扱 戸田 義 郎

神戸大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 本学における受託研究(本学において外部からの委託を受けて公務として行なう研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。)の取扱いについては、他の法令等で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(受入れの基準)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行なうものとする。

(受入れの決定)

第3条 受託研究の受入れは、受託研究の申込者が国際機関もしくは国際的に組織された団体または外国の政府、外国の団体もしくは外国人である場合は学長が決定するものとし、その他の場合にあっては、当該研究を行なう部局(各学部、教養部、経済経営研究所および医学部附属病院をいう。以下同じ。)の長が決定するものとする。

2 学長または当該研究を行なう部局の長(以下「学長等」という。)は、受入れを決定しようとするときは、当該研究を担当する職員(以下「研究担当者」という。)、当該部局および研究担当者の属する学科または講座等の意見を徴するものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究について、次の各号に掲げるものは、これを受入れることができない。

- (1) 受託研究について、委託者が一方的に中止することができることとなっているもの。
(2) 受託研究の結果生じた工業所有権等(特許権、実用新案権、意匠権および商標権ならびにこれらの権利を受ける権利)を無償で使用させ、または譲与することとなっているもの。
(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等を返還することとなっているもの。
(4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を委託者に賠償し、また、中止によって不用となった経費を当然に委託者に返還することとなっているもの。

(委託の申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者があるときは、学長等あてに、受託研究申込書(様式第1号)を提出させるものとする。

(受入れの通知)

第6条 学長等は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちに受託研究受入決定通知書(様式第2号)に

より、契約担当官に通知するものとする。

(契約の締結等)

第7条 契約担当官は、前条の通知を受けたときは、直ちに受託研究契約書(様式第3号)により、委託者との間に契約を締結するとともに、学長等にその旨を通知しなければならない。

(経費の納付)

第8条 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付させなければならない。

2 前項の経費は、これを返還しない。ただし、やむを得ない事由により研究を中止したときにおいて、学長が特に必要があると認めるときは、不用となった経費の額の範囲内において相当と認める額を返還することができる。

(研究の中止および期間の延長)

第9条 研究担当者は、当該研究を中止し、またはその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長等に報告し、指示を受けるものとする。

2 学長等は、前項の報告により、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、研究の中止または研究期間の延長を決定し、委託者に通知するとともに、受託研究中止(延長)決定通知書(様式第4号)により、契約担当官に通知するものとする。

3 学長等は、前項の期間の延長が、歳出予算の繰越しまたは繰越明許費にかかる翌年度にわたる債務負担の手続きを要するものであるときは、支出負担行為担当官から当該手続きを完了した旨の通知を受けたのち、その決定を行なうものとする。

(完了の報告等)

第10条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、学長等にその旨を報告し、研究結果を委託者に通知

するものとする。

2 学長等は、前項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書(様式第5号)により、契約担当官に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 研究担当者は、学長等の承認を受けて、当該研究の成果を公表することができる。

(国の機関等に対する特例)

第12条 学長等は、委託者が国の機関もしくは政府関係機関または地方公共団体であるときは、契約担当官と協議のうえ、第4条第3号の条件および第8条第1項の規定は適用しないことができる。

附 則

この規程は、昭和45年9月10日から施行する。

[改正理由]

受託研究の取扱いについて文部省の統一基準が示され、予算の繰越しの措置ができることとなったことおよび受入れについての条件がより具体的に規定されたため、現行の学内規程を改正するものである。

◇神戸大学工学部規則の一部を改正する規則

神戸大学工学部規則(昭和25年10月15日制定)の一部を次のように改正する。

第5条付表第2のうち計測工学科の表「学外実習」の欄を次のように改める。

Table with 10 columns for '学外実習' status. The 9th column contains a circle symbol.

附 則

この規則は、昭和45年6月12日から施行する。

[改正理由]

計測工学科の学科目の履修要件を改めるため、所要の改正を行なうものである。

人 事

◇異 動

Table with 7 columns: 所属部局, 官 職, 氏 名, 発令月日, 異 動 内 容, 異動前の所属官職. Rows include 事務局 (庶務部) and 人事課 with staff names like 田村 正美 and 加登 幸子.

(経理部)	主計課	文部事務官	柴田 正二	9. 16	採	用	
	経理課	"	藤本 正亮	10. 1	"		
(施設部)	施設課	文部技官	林 正太郎	10. 1	採	用	
学生部	厚生課		伊藤 マリ	9. 30	辞	職	技術補佐員
		臨時用務員	足立 辰之	10. 1	採	用	
文学部			小川 雅子	9. 30	辞	職	助手
教育学部		講師	岡本 正	9. 5	昇	任	助手
			岡本 正	9. 6	死	亡	講師
経営学部			増田加津子	10. 1	9月30日限り退職		事務補佐員
理学部		技術補佐員	八木智恵子	10. 1	採	用	
医学部		事務員	高井佐代子	9. 21	採	用	
		文部事務官	北山佳津子	10. 1	"		
		事務補佐員	井上 良子	9. 5	採	用	
		"	嘉納 知子	9. 16	"		
		"	塚田 一恵	9. 30	辞	職	事務補佐員
附属病院		助手	田地野正勝	9. 11	採	用	
		"	松葉 賢一	"	"		
(中央検査部)		文部技官 衛生検査技師	矢野川純子	9. 16	配	置	技術補佐員
		事務補佐員	小橋 君江	9. 7	採	用	
			江本 範子	9. 30	辞	職	技術補佐員
(看護部)		文部技官 助産婦	鎌納まさの	10. 1	採	用	
		"	水流 康子	"	"		
		文部技官 准看護婦	北垣まり子	9. 7	"		
		"	平嶋マサエ	9. 16	"		
			八木みや子	9. 21	辞	職	技術員 准看護婦
			木下 慧	9. 30	"		文部技官 准看護婦
		技能補佐員	多田 和子	9. 7	採	用	
(事務部)		事務補佐員	小林 純子	9. 7	採	用	
管理課		"	徳 チゾ子	9. 8	"		
		"	豊島美恵子	9. 16	"		

業務課	臨時用務員	佐藤扶美枝	9. 16	採	用	
	"	熊野 弘子	10. 1	配	置	人事課 臨時用務員
	事務員	楠本 早苗	9. 16	採	用	
(附属衛生検査技師学校)	教授	小島 正亮	9. 30	辞	職	文部事務官 附属衛生検査技師 学校長事務代理
		佐野 栄春	9. 6	免		
工学部	助教授	荒井 健次	10. 1	昇	任	講師
	事務員	中田 啓子	9. 16	採	用	
	"	須濱 正子	10. 1	"		
農学部	事務員	中村 高子	9. 16	採	用	
教養部	助教授	吉田 一彦	9. 16	昇	任	講師
	講師	船越 俊介	10. 1	採	用	講師
		小林 一章	"	出向(北海道大学)		講師
		岩田 章	9. 20	辞	職	助手
	事務補佐員	亀割 英子	9. 5	採	用	
附属図書館	文部事務官	天野久仁子	9. 16	配	置	医学部分館事務補佐員
	"	竹嶋 和代	10. 1	採	用	
(教育学部分館)	事務員	山平 和代	9. 16	"		
(工学部分館)		上田 晴子	9. 30	辞	職	事務補佐員
	事務補佐員	窪 佳代子	10. 1	採	用	
(教養部分館)	文部事務官	盆子原 智	"	配	置	附属図書館文部事務官
	事務補佐員	井沢恵美子	9. 25	採	用	

◇昭和45年10月1日付任官者

一 文部事務官一

所属部局	氏名	任官前の官職
事務局(経理部)	経理課 片山 和一	事務員
	黒崎 則子	"
	河野 里美	"
	厚生課 本城 諭	"
教育学部	岸本 利和	用務員(作業員)
	前田みつゑ	"
	(附属明石校) 坂部 武	"
法学部	井上 裕司	事務員
	中井 啓介	"
理学部	日浦 文子	事務員
附属病院(事務部) 管理課	西谷 龍三	事務員

所属部局	氏名	任官前の官職
業務課	上田 一幸	"
	戸田 廣	"
	伊藤 功	"
	森田 雅彦	事務員
	羽柴 清子	"
	田中つたゑ	用務員(作業員)
工学部	荻阪 政雄	事務員
	松本 権七	用務員(警務員)
農学部(附属農場)	西中 正明	事務員
教養部	中西 俊郎	事務員
附属図書館(六甲台分館)	黒田 嘉昭	事務員
	東植典一郎	用務員(作業員)

一 文部技官一

所 属 部 局	氏 名	任官前の官職
医学部	内山千恵子	技能力員
附属病院 (看護部)	上村 克江	技能力員(准看護婦)
	犬童加代子	"
	吉口まち子	"
	高濱 久子	"
	平山 弘子	"
	石場 涼子	"
	橋本ちづ代	"

所 属 部 局	氏 名	任官前の官職
(事務部) 管理課 業務課	廣見 昭	技能力員(工務員)
	大畑マサエ	技能力員(調理員)
工学部	村上 勉	技能力員
	日和 千秋	"
	池田 耕一	"
	大西 要	"
農学部 (附属農場)	岸本 邦義	技能力員
	政宗 保美	"

一 以上人事課一

◇ 海 外 渡 航

○ 出 発

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	渡 航 期 間	渡 航 中 の 主 な 連 絡 先	備 考
教育学部	助教授	中西 哲	カナダ, アメリカ合衆国	日本と北米東部地域の隠花植物フロラおよび群落の比較研究	45. 9. 30 46. 10. 1		外国出張
経済学部	講 師	足立 英之	連合王国, ベルギー, フランス, イタリア, ドイツ連邦共和国	第2回計量経済学会世界大会に出席及びヨーロッパ諸国における経済成長の比較研究調査	45. 9. 4		海外研修旅行
					45. 10. 5		
経営学部	教 授	松田 和久	ドイツ連邦共和国, オランダ, フランス, イタリア, アメリカ合衆国	欧米における企業の生産性, 収益性の測定に関する研究ならびに実態調査	45. 9. 12 45. 12. 10		外国出張
医学部	教 授	喜田村正次	イタリア, スウェーデン	国際生物学事業計画による国際シンポジウム出席, 水銀中毒問題に関する指導	45. 9. 24 45. 10. 9		外国出張
工学部	教 授	豊田 実	アメリカ合衆国, カナダ, 連合王国, フランス, ドイツ連邦共和国, ベルギー, スイス, イタリア	アメリカ合衆国における電子装置技術会議に出席ならびにアメリカ合衆国, カナダおよび欧州諸国における電子計測および計測材料に関する研究, 調査のため	45. 9. 9		外国出張
					45. 10. 25		
工学部	教 授	松本 隆一	ドイツ連邦共和国, フランス, 連合王国, アメリカ合衆国	文部省在外研究員として, 伝熱および燃焼に関する研究	45. 9. 19 45. 12. 20		外国出張

農学部	教 授	石橋 武彦	アメリカ合衆国	家畜の生長ホルモンに関する研究	45. 9. 1 46. 8. 31	% Metabolism Laboratory Dept. of Internal Medicine College of Medicine University of Cincinnati, Cincinnati, Ohio, 45229, U.S.A.	外国出張
-----	-----	-------	---------	-----------------	-----------------------	--	------

○ 帰 国

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	帰 国 日	備 考
文学部	助教授	杉之原寿一	カロリン諸島, ニューギニア (オーストラリア領), ソロモン諸島, ニューブリテン	ミクロネシアおよびメラネシアにおける伝統的な生活文化と社会組織ならびにその変容過程の研究調査	45. 9. 9	外国出張
経済学部	教 授	藤井 茂	デンマーク, スウェーデン, オーストリア, スイス, ドイツ連邦共和国, ベルギー, 連合王国, アメリカ合衆国, カナダ	貿易及び貿易政策の国際比較研究調査のため	45. 9. 18	外国出張
経済学部	教 授	山崎義三郎	デンマーク, スウェーデン, 連合王国, ドイツ連邦共和国, フランス, イタリア, スイス	ヨーロッパ諸国社会政策の比較調査研究	45. 9. 11	外国出張
経営学部	助教授	天野 明弘	連合王国	計量経済モデルの国際的結合の会議及び第2回計量経済学世界会議に出席するため	45. 9. 15	海外研修旅行
経営学部	講 師	田村 正紀	アメリカ合衆国	アメリカ・マーケティング学会共催の「契約マーケティング・システム」特別研究集会及び秋期アメリカ・マーケティング学会に出席し, アメリカ合衆国におけるマーケティング理論の研究のため	45. 9. 12	外国出張
医学部	助教授	馬場 茂明	アメリカ合衆国, アルゼンチン	第7回国際糖尿病学会総会出席並びに研究打ち合わせ	45. 9. 4	外国出張
工学部	教 授	岩田 一明	イタリア, フランス, スイス, ドイツ連邦共和国, 連合王国, ベルギー	国際生産加工会議ならびに国際工作機械設計会議に出席し, 講演するとともに, ヨーロッパにおける関係大学を訪問し, 専門分野の研究に関して討議するため	45. 9. 19	外国出張

工学部	助教授	上口 敏昭	イタリア、フランス、ベルギー	第20回国際生産加工研究会議および英仏合同摩擦潤滑研究会に出席、ならびに計測用素子の製作に関する研究調査のため	45. 9. 13	外国出張
教養部	教授	奥田 義雄	ドイツ連邦共和国、連合王国、スペイン、フランス、スイス、イタリア	第8回国際生化学会出席ならびにヨーロッパ各国における生物学研究調査、資料蒐集のため	45. 9. 16	海外研修旅行
医学部 附属病院	講師	高原 伸雄	香港	外傷についての研究	45. 9. 14	海外研修旅行

— 庶務課 —

学 事

◇大学設置基準の一部を改正する省令の制定について

このたび、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部を改正する省令（昭和45年文部省令第21号）（学報 No. 1 6 9 掲載）の要旨および留意点について文部事務次官から通達がありましたが、概要は次のとおりです。

I. 改正の趣旨

今回の改正は、各大学がそれぞれの教育方針に基づき教育課程、とくに一般教育関係の教育課程をより弾力的に編成、展開することができるよう一般教育科目の開設方法、各授業科目の単位数、卒業の要件等について所要の措置を講ずるとともに、あわせて外国人留学生に対する教育を実情に即して改善するため、外国人留学生に係る卒業の要件について必要な措置を講じたものである。

II. 改正の要旨

1. 一般教育科目に関する授業科目の開設方法について（第20条関係）

(1) 大学は、開設すべき授業科目のうち、一般教育科目に関する授業科目については、人文、社会および自然の三分野にわたって開設するものとする。この場合、当該一般教育科目に関する授業科目は、一の学問分野に関するものまたは特定の主題を教授するため二以上の学問分野の内容を総合したものとする。

(2) 大学が、一般教育科目に関する授業科目を開設するにあたって、自らの教育方針に基づき特色のあるカリキュラムを編成することができるよう、人文、社

会又は自然の三分野のうちいずれかの分野に特色を持たせるようにするとともに、従前のいわゆる単一科目とならんでその内容がいくつかの学問分野にわたる総合的な授業科目（いわゆる総合科目）をも開設することができるようにしたものである。

(3) 大学が開設すべき授業科目は、その内容において人文、社会および自然の三分野にわたることが必要であり、三分野のいずれかを欠くことができず、また三分野のうちいずれか特定の分野に著しく偏ることは適当ではない。

2. 各授業科目の単位数について（第25条関係）

(1) 大学において開設するすべての授業科目の単位数は、それぞれの大学において定めるものとする。

この場合、各授業科目に対する単位数の計算方法は従来と同様である。

(2) 各授業科目の教育内容に応じて講義、演習等の時間数に弾力性をもたせることができるようにしたこと。したがって、教育上の効果、学生の負担等を考慮しつつ適正に単位数を定めるよう配慮されたい。

3. 卒業の要件について（第32条）

(1) 医学または歯学の学部以外の学部（以下「一般の学部」という）において卒業の要件として修得すべき単位数は、それぞれ一般教育科目36単位、外国語科目8単位、保健体育科目4単位および専門教育科目76単位を含め、124単位以上とすることを原則とする。この場合、一般教育科目については当該単位数は、人文、社会および自然の三分野にわたって修得するもの

とする。

(2) 大学は、学部、学科または課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について(1)により修得すべき単位のうち12単位までを外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目についての単位で代えることができる。

(3) 大学が卒業の要件を定めるにあたって、それぞれの教育方針に即した授業科目の履修を求めることができるよう各授業科目の種類ごとに修得すべき単位数に弾力性をもたせるとともに、卒業の要件として課すべき一般教育科目についてもそれぞれの教育方針に即して弾力的に履修の方法を定めることができるようにしたものである。

(4) 一般教育科目について卒業の要件を定めるにあたっては、授業科目を開設する場合と同様その内容においては人文、社会および自然の三分野にわたることが必要であり、三分野のいずれかを欠くことはできず、また三分野のうちいずれか特定の分野に著しく偏ることは適当でない。

(5) 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする場合の取り扱いについて（第32条第3項）
大学が、二以上の外国語の科目を卒業の要件とする場合にあつては、従前と同様一の外国語科目の単位は(1)の外国語科目の単位とし、他の外国語科目の単位は(1)の専門教育科目の単位とみなして卒業の要件となる単位数を算定するものとする。この場合、(2)により一般教育科目について修得すべき単位の一部を外国語科目の単位に代えた場合にあつては、当該外国語科目の単位は一般教育科目の単位に代替する単位として卒業の要件となる単位数を算定することとなる。

4. 医学または歯学の学部の進学の課程の修了の要件について（第33条第2項および第3項）

(1) 医学または歯学の学部の進学の課程（以下「進学の課程」という）の修了の要件のうち、一般教育科目について修得すべき単位数は、人文、社会および自然の三分野にわたり36単位以上とすることを原則とする。

(2) 大学は教育上必要があるときは一般教育科目について(1)により修得すべき単位のうち12単位までを外国語科目または基礎教育科目についての単位で代

ることができる。

(3) 一般の学部の場合と同様大学がそれぞれの教育方針に即した授業科目の履修を求めることができるよう各授業科目ごとの修得すべき単位数に弾力性をもたせるとともに、進学の課程の修了の要件として課すべき一般教育科目についてもそれぞれの教育方針に即して弾力的に履修の方法を定めることができるようにしたものである。

(4) 一般教育科目について進学の課程の修了の要件を定めるにあつては、一般の学部の場合と同様その内容において、人文、社会および自然の三分野にわたることが必要であり、三分野のいずれかを欠くことはできず、また三分野のうちいずれか特定の分野に著しく偏ることは適当でない。

(5) 基礎教育科目として課すべき授業科目は、第23条に規定するところによる。

5. 外国人留学生に係る卒業の要件の特例について（第45条）

(1) 外国人留学生に対し日本語科目および日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）に関する授業科目を開設する大学にあつては、外国人留学生に係る一般の学部の卒業の要件のうち外国語科目について3の(1)により修得すべき8単位は、日本語科目等についての単位で代えることができる。またこの場合、一般教育科目について3の(1)により修得すべき単位は、従前と同様16単位までを日本語科目等についての単位で代えることができるほか、さらに学部、学科または課程の種類により教育上必要があるときは、12単位までを外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目についての単位で代えることができる。

(2) (1)に掲げる大学で医学または歯学の学部を置くものにあつては、外国人留学生に係る進学の課程の修了の要件として修得すべき外国語科目の単位のうち一の外国語の科目8単位は、日本語科目等についての単位で代えることができる。またこの場合、一般教育科目について4の(1)により修得すべき単位は、16単位までを日本語科目等についての単位で代えることができるほか、さらに教育上必要があるときは、12単位までを外国語科目または基礎教育科目についての単位で代えることができる。

(3) 外国人留学生に対しその修学目的に即して合理的な教育課程を編成できるよう配慮したものである。

(4) 上記のほか、外国人留学生に係る一般教育等の履修の特例については、「外国人留学生の一般教育等履修の特例について」(昭和37年4月18日付文大大第24号文部省大学学術局長から国公立大学(短期大学を除く。)長あて通知)の記の部分中1から4までおよび6を参照されたい。

6. その他

(1) 一般教育科目に関する図書の本数は、人文、社会および自然の各分野についてそれぞれ800冊以上合計3000冊以上とすること(第40条関係)

(2) ア 一般の学部一般教育科目の専任教員数は、入学定員100人の場合は5人、入学定員200人の場合は8人、入学定員300人の場合は9人とし、人文、社会および自然の各分野ごとの専任教員数は、入学定員の区分に応じてそれぞれ1人以上、2人以上、2人以上とする。

イ 進学の課程の一般教育科目の専任教員数は、

入学定員60人の場合は5人、入学定員120人の場合は6人とし、人文、社会および自然の各分野ごとの専任教員数は、それぞれ1人以上とする。

7. 施行期日

昭和46年4月1日から施行する。

Ⅲ. 学則等の改正について

1. 今回の改正は、上記のとおり従来の基準に即ちその弾力性をもたせることをねらいとしたものであり、現行基準は、改正後の基準の弾力性の範囲に含まれている。したがって、従来の基準に従って定められている既存の学則等学内諸規程の関係部分は、改正後の基準と直ちに抵触するものではない。

2. 改正後の基準に従い、学則等学内諸規程のうち卒業の要件等授業科目の履修方法に関する部分を改正する場合において、当該改正規定が適用される年度以前に入学した学生については、なお改正前の規定を適用することを必要と認めるときは、附則等でその経過措置を規定することが適当である。

以上

— 庶務課 —



◇ 学位授与

さる10月7日(水)午前10時から六甲台学舎貴賓室において学位記授与式が行なわれました。

なお、被授与者の氏名および論文題目等は下記のとおりです。

氏名	学位の種類	授与年月日	論文題目
石原 督巳	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	下垂体—副腎皮質系機能に関する研究、特に血中ACTH相当値生検法による実験的研究
井上 聖士	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	実験的障害腎の酵素学的研究
高石 務	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	1抗体法Resin吸着法によるInsulin Radioimmunoassayの基礎的検討とその臨床的応用
金子 滋夫	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	難治性糖尿病の治療に関する研究 とくにインスリン抵抗性糖尿病の蛋白分解酵素療法に関する臨床的研究
松田 和子	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	甲状腺機能異常における尿中カテコールアミンについての臨床的並びに実験的研究

堀田 正恒	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	大脳辺縁系の視床下部—下垂体—甲状腺系機能に及ぼす影響にかんする実験的研究
高橋 桂一	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	EFFECT OF VASOPRESSIN, WATER LOAD, AND AMINOPHYLLINE ON ADENOSINE 3', 5'-PHOSPHATE IN HUMAN URINE (人尿中のCyclic3', 5'-AMPに及ぼすバソプレッシン、水負荷及びアミノフィリンの効果)
大江 勝	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	バセドウ甲状腺組織のTSHに対する反応について—特にin vitroの研究
八木 哲	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	消化性潰瘍の疾病分類学的研究
西庵 正彦	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	心筋代謝障害に関する実験的研究、特に甲状腺中毒心及びB ₁ 欠乏心について
後藤 武男	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	肥満症に関する実験的研究 特に実験的肥満白鼠の発生について
中井 潔	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	糖尿病性ケトージスの成因に関する研究(肝内代謝よりみた糖尿病性ケトージス)
藤田 小四郎	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	糖尿病性ケトージスに関する研究 肝静脈カテテル法による脂肪酸動態について
松浦 道幸	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	下垂体性脂酸動員因子に関する臨床的並びに実験的研究
田中 直祐	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	糸球体腎炎の免疫血清学的研究
吉田 昌子	医学博士(論文)	昭和45年3月25日	成長ホルモン過剰症の糖代謝異常に関する臨床的研究
三戸 壽	医学博士(論文)	昭和45年4月15日	乳児特に新生児に於ける蔗糖及びびびんの腸管吸収に関する実験的栄養生化学的研究
勝呂 哲夫	医学博士(論文)	昭和45年4月15日	未熟児に関する脳波学的研究 (特に覚醒について)
児島 正巳	医学博士(論文)	昭和45年4月15日	Lactobacillus bifidusの多形性に関する研究
京極 正典	医学博士(論文)	昭和45年6月3日	乳児腸管内、特に大腸内に於けるBacterio-Biochemical-processに関する臨床生化学的研究

— 庶務課 —

研修等

◇ 学位取得

さる7月23日、本学工学部片岡邦夫講師に対し、京都大学から工学博士の学位が授与された。

なお、論文題目は、「共軸二重回転円筒間流れの輸送現象」です。

— 人事課 —

◇ 昭和45年度教育調査統計職員講習会

○ 期間：昭和45年9月29日(火)~10月2日(金)

○ 会場：国立教育会館

○ 参加者：庶務部庶務課

文部事務官 灘 利光

○ 主催：文部省

◇第21回文部省会計事務特別研修

○期 間：昭和45年9月15日(火)～10月3日(土)

○会 場：オリンピック記念青少年総合センター

○参加者：経理部経理課
 文部事務官 畑 浩一
 工学部
 用度掛長 橋本英雄

○主 催：文部省

◇昭和45年度大学図書館職員講習会

○期 間：昭和45年10月20日(火)～10月23日(金)

○会 場：大阪大学

○参加者：附属図書館教養部分館
 文部事務官 中村弘子
 附属図書館文学部分館
 文部事務官 湯川典子
 経済経営研究所
 文部事務官 巽 孝子
 附属図書館理学部分館
 文部事務官 野上明美

○主 催：文部省

— 以上人事課 —

報 雜

◇訃報

教育学部助手岡本正氏には9月6日(日)午前11時30分逝去されました。享年34才ここに慎んで哀悼の意を表します。なお、告別式は9月8日(火)午後2時から自宅において執り行なわれました。

— 庶務課 —

受け入れ刊行物一覧

受入月日	刊行物名	発行者等	所管
8. 21	山口大学要覧(昭和45年度)	山口大学	庶務課
◇	岐阜大学職員録(昭和45年)	岐阜大学	◇
8. 22	名古屋大学概要(昭和45年度)	名古屋大学	◇

8. 22	弘前大学概要(昭和45年度)	弘前大学	庶務課
◇	東京大学概要(昭和45年度)	東京大学	◇
8. 25	香川大学概要(昭和45年度)、香川大学職員録(昭和45年度)	香川大学	◇
◇	博士学位論文内容の要旨および審査の結果の要旨(昭和42年度)	東京大学	図書館
8. 28	大放研十年の歩み	大阪府立放射線中央研究所	庶務課
◇	最近の船積実績に基づく危険品の手引	社団法人 神戸海難防止研究会	◇
8. 31	北見工業大学概要(昭和45年度)、北見工業大学職員録(昭和45年度)	北見工業大学	◇
◇	明石工業高等専門学校要覧(昭和45年)、明石工業高等専門学校職員録(昭和45年)	明石工業高等専門学校	◇
9. 3	東京医科歯科大学英文概要(1970年版)	東京医科歯科大学	◇
◇	奈良女子大学概要(1970)	奈良女子大学	◇
◇	大阪府立大学概覧(昭和45年版)	大阪府立大学	◇
9. 5	学位論文審査要旨	東京医科歯科大学	図書館
9. 7	大学院紀要	国学院大学大学院	◇
◇	福島大学職員録(昭和45年)	福島大学	庶務課
◇	佐賀大学職員録(昭和45年)	佐賀大学	◇
◇	東京商船大学職員録(昭和45年度)	東京商船大学	◇
9. 10	岡山大学概要(昭和45年度)	岡山大学	◇
◇	舞鶴工業高等専門学校要覧	舞鶴工業高等専門学校	◇
9. 11	山梨大学概要(昭和45年度)	山梨大学	◇
◇	東京芸術大学職員録(昭和45年度)	東京芸術大学	◇
9. 14	天理大学要覧(昭和45年)	天理大学	◇
◇	東京都立大学の現況(昭和45年度版)	東京都立大学	◇
◇	歴史の研究 第XIV巻	「歴史の研究」刊行会	◇
9. 17	長崎大学概要(昭和45年度)	長崎大学	◇
9. 18	鈴木大拙全集 第29巻	出光興産株式会社	◇

◇前号(No.169)訂正

頁	欄	誤	正
8	海外渡航(佐藤孝)	インドネシア、タイ、シンガポール	インドネシア、シンガポール
◇	◇	45.8.31	45.9.1